

【協定の対象となる派遣労働者の範囲】

栄養士、管理栄養士、看護助手、歯科助手、保育士、幼稚園教員、保育教諭、学童保育指導員、保育補助者・家庭的保育者、総務事務員、一般事務員、秘書、受付・案内事務員、他に分類されない総務等事務の職業、他の電話応接事務の職業、医療事務員(調剤薬局除く)、調剤薬局事務員、介護事務員、経理事務員、データ入力事務員、高齢者入所型施設介護員、高齢者通所型施設介護員、障害者福祉施設介護員、その他の施設介護の職業、給食等調理員(学校を除く)

労使協定書 別表 1 より抜粋